

NO.	要請内容	回答	担当部署
1. 東日本大震災・能登半島地震の被災者・避難者支援および防災・減災対策の強化			
(1) 東日本大震災の被災者・避難者への生活支援			
<p>2011年3月11日に発生した東日本大震災等による影響を受け、14年経過した今日においても県内への避難者数は、7月末で1,731人(前年比-70人)となっている。</p> <p>避難生活が長期化し県内広域に及ぶ避難者のため、孤立化や引きこもりの防止等も念頭に置き、見守り・相談などの寄り添い支援を実施するなど、避難者支援を継続すること。</p>	<p>避難者支援については、被災県において新潟県内に避難者支援の総合窓口を設置したり、訪問事業等を展開するなどしており、それらが支援の中心になっています。</p> <p>本県としては、被災県と連携し、避難者に寄り添いながら、個別の課題に応じた支援に努めてまいります。</p>	<p>防災局</p>	
(2) 能登半島地震の被災者・避難者への生活支援			
<p>2024年1月1日に発生した能登半島地震による被災者支援を継続するとともに、液状化対策を講じること。</p>	<p>これまで能登半島地震に伴う生活福祉資金(緊急小口資金)の特例措置として、新潟県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会において生活費の相談及び貸付を実施してきました。本対応は令和7年9月末で終了しましたが、既存の生活福祉資金の各資金種類の貸付を始め、必要に応じて生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関等へつなぐなど、被災者の状況に応じた対応に努めてまいります。</p> <p>また、地震により液状化被害を受けた宅地の早期復旧を図るため、所有者等が実施する復旧に要する経費について、昨年度から新潟市及び柏崎市と連携して支援しております。引き続き、住民が安心して暮らせるよう、液状化対策に取り組む被災市町村を支援してまいります。</p> <p>被災者生活再建については、国支援制度への上乗せ事業として、県単独で支援額の増額や支援対象範囲の拡大を実施しています。令和8年度以降についても、支援金の申請期限を延長している一部自治体にあわせ、引き続き支援を実施してまいります。</p>	<p>防災局 土木部 福祉保健部</p>	
(3) 平時における防災・減災の対策			
<p>① 災害時には行政機関による「公助」だけでは限界があるため、地域・住民等による「自助・共助」の取り組みと地域防災力の向上に向けた防災分野の人材育成、災害発生における避難支援のための「避難行動要支援者名簿」や「個別避難計画」の作成、並びに福祉避難所の指定、住民を対象とした支援体制の整備・更新など、それぞれの内容について市町村の状況把握及び必要に応じて市町村に対する助言指導を行うこと。</p>	<p>防災意識啓発や新潟県防災リーダーの育成、自主防災組織の活動活性化支援等の事業を通じて「自助・共助」の促進に取り組んでいます。</p> <p>また、市町村に対しては、「市町村における防災体制等現況調査」を実施し、状況把握に努めるとともに、避難所運営や住家被害認定調査等の各種研修の実施等により市町村も含めた防災分野の人材育成に取り組んでいます。</p> <p>避難行動要支援者名簿につきましては、県内全市町村で策定済みとなっております。</p> <p>個別避難計画については、新潟県総合計画において、個別避難計画策定率を令和14年度までに100%とすることを目標として、避難支援者等向けの啓発セミナーの実施のほか、福祉保健部と連携し、市町村ヒアリングによる課題の把握、計画策定体制の構築への助言、市町村向け研修開催等により、支援に取り組んでいるところです。</p> <p>また、令和8年度からは、個別避難計画策定についての全県的な機運醸成・関係構築を目的として、福祉関係団体等との会議体を設置し、要支援者の確実な避難体制整備につなげたいと考えており、会議開催に必要な経費を令和8年度当初予算案に計上しております。</p> <p>福祉避難所につきましては、市町村に対して、スフィア基準を踏まえた避難環境改善の観点からも、福祉避難所も含めた避難所の確保を働きかけております。</p> <p>県といたしましては、市町村と連携して、引き続き、自助・共助の推進や避難行動要支援者の避難体制確保に取り組んでまいります。</p>	<p>防災局 福祉保健部</p>	
<p>②</p>	<p>災害ボランティアセンターの設置主体である、市町村社会福祉協議会や、運営を支援する市町村、県社会福祉協議会等と連携し、センターが円滑に設置・運営ができるよう人材育成等の支援に努めてまいります。</p>	<p>総務部</p>	

NO.	要請内容	回答	担当部局
③	災害時の災害対応拠点となる自治体庁舎・公共施設・医療施設等の耐震化に加え、老朽化した学校設備等の危険個所の点検を実施すること。	市町村、公共施設、医療施設の所管課に対し耐震のより一層の推進について働きかけるとともに、市町村には、活用可能な財源について引き続き周知し早急な取組を促してまいります。 県立学校施設については、3年に1度の建築士による定期点検及び職員による日常点検を行ってきたところですが、昨今のインフラ老朽化の状況を踏まえ、引き続き外壁打診検査や非構造部材の安全確認を行い、危険個所の洗い出し、修繕に努めてまいります。 市町村に対しては、学校施設の維持管理の徹底についての国要請を踏まえ、必要な点検を適切に実施するよう要請しており、引き続き、担当者会議等を通じ、働きかけてまいります。	防災局 教育庁
④	障がい者・高齢者等への実効性の高い避難支援に向けて、避難行動要支援者に係る市町村の個別避難計画策定を支援すること。また、外国人についても、災害時に円滑に避難できるよう市町村の取り組みを支援すること。	新潟県総合計画において、個別避難計画策定率を令和14年度までに100%とすることを目標として、避難支援者等向けの啓発セミナーの実施のほか、福祉保健部と連携し、市町村ヒアリングによる課題の把握、計画策定体制の構築への助言、市町村向け研修開催等により、支援に取り組んでいるところです。 また、令和8年度からは、全県的な機運醸成・関係構築を目的として、福祉関係団体等との会議体を設置し、要支援者の確実な避難体制整備につなげたいと考えており、会議開催に必要な経費を令和8年度当初予算案に計上しております。 市町村の個別避難計画策定・実効性確保の取組がより一層促進するよう、県として市町村の支援に取り組んでまいります。 外国人については、災害への備えや災害時に取るべき行動について説明したパンフレットや新潟県防災ナビの多言語対応を行っているほか、市町村に対し、外国人の避難支援に関する施策の周知等を行っております。引き続き、こうした取組を通じ市町村の取組を支援してまいります。	防災局 福祉保健部 知事政策局
⑤	能登半島地震の経験を活かし、防災・減災対策の強化を図ること。	令和6年能登半島地震における災害対応の経験や教訓を踏まえ、県の防災対策上主要かつ優先して対応すべき課題について有識者による検討会を設置し、令和7年3月に報告書をとりまとめて頂き、これを踏まえ、令和7年10月に新潟県地域防災計画を修正したところです。今後、検討会報告書及び本計画に基づき、防災対策の強化に取り組んでまいります。	防災局
⑥	災害に便乗した悪質商法・詐欺・空き巣等の犯罪防止に努め、予防啓発を徹底すること。	県では、災害に便乗した悪質商法や詐欺被害防止に向けた広報を県ホームページや広報紙等により実施しているほか、民間団体と共同で作成した被害防止チラシを市町村等に配布しております。また、鍵かけによる空き巣等の被害防止を呼びかける広報を市町村や県警と連携して行っており、引き続き平時からの各種犯罪被害の予防啓発に努めてまいります。 県警察では、災害発生時には、災害に便乗した悪質商法・詐欺・空き巣等の犯罪を予防するため、県警ホームページや、県警防犯アプリ「にいがたポリス」による情報配信など、各種広報媒体を活用した防犯広報や、被災地域におけるパトロール強化に努めてまいります。	総務部 警察本部
2. 格差・貧困社会の是正、セーフティネットの強化について			
(1) 生活困窮者自立支援制度の拡充・体制整備			
①	物価高の影響が深刻さを増す中、生活困窮者自立支援制度が寄り添い型支援としての本来の役割と機能を果たせるよう、同制度の拡充・体制整備、人員体制の強化をはかり、住民への周知・啓発を徹底するとともにオンラインによる相談体制の整備をはかること。	令和8年度についても、相談状況に応じた必要な体制を確保していくとともに、併せて、国に対し、引き続き、相談体制の整備等に必要な財源措置を要望したところです。 また、制度周知のため、県や各市において広報紙やチラシの配布、ポスターの掲示、ホームページ、SNS、ラジオなどを活用した広報等を引き続き実施していくとともに、オンラインを活用した相談手法等の事例について引き続き紹介、共有するなど、オンラインによる相談体制整備について支援してまいりたいと考えております。	福祉保健部

NO.	要請内容	回答	担当部局
②	物価高やフードバンクに食料が集まらないことなどの影響で、生活に困窮する人々がこれまで以上に苦境に立たされているため、子育て世帯や高齢者世帯を含めた困窮世帯を対象とした支援策を実施すること。	<p>これまでも国による数回にわたる臨時給付金等の直接的な給付金に加えて、国の交付金を活用して地域の実情に応じて市町村が行う独自支援策に対して県が補助を行うことにより、物価高騰の影響が大きい生活困窮世帯への支援を行ってきたところです。</p> <p>また、今般の物価高は全国的な課題であることや都道府県単位での対応が困難な事項も多いことから国の責任において全国一律の対策を直接講じることを国へ要望しているところであり、県としては、今後の動向を注視しながら必要な対策を検討してまいりたいと考えております。</p>	福祉保健部
③	生活困窮者自立支援事業は「人が人を支える」制度であることに鑑み、制度を担う相談員・支援員が一生の仕事として誇りを持って安心して働けるよう、雇用の安定と賃金水準の大幅な引き上げなど処遇の改善、定着促進をはかるとともに、研修の充実、資格取得へのサポートなどスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずること。	<p>県が実施する町村部における生活困窮者自立支援事業については、引き続き、県労働者福祉協議会(労福協)において、質の高い支援を実施いただけるよう、令和8年度当初予算において必要な予算額の措置を行ったところです。併せて、制度の円滑な実施、持続的な制度運営のための必要な財源措置について、引き続き、国へ要望してまいります。</p> <p>また、県では、制度を担う相談員等のスキルの向上も重要であり、県が実施する人材養成研修への参加を積極的に促すとともに県としても現場のニーズに対応できるような実践的な研修の実施等により、相談支援員の資質向上に努めてまいります。</p>	福祉保健部
④	委託契約にあたっては、事業の安定的運営やサービスの質の向上、利用者との信頼関係に基づく継続的な支援、人材確保やノウハウの継承をはかる観点から、価格競争や単年度実績でのみ評価するのではなく、委託期間は最低5年以上とし支援の質や実績を総合的に判断すること。	<p>本事業の委託契約については、予算措置の関係上、単年度契約となっているものの、支援の質の向上や人材の育成・確保等を見据えて事業の継続性の確保の観点から、実施実績が良好であり、かつ予算措置が継続される場合は、2回を限度に更新を行っているところです。契約のあり方については、引き続き検討してまいります。</p>	福祉保健部
(2)生活保護基準の見直しに伴う住民生活への影響に関わる対応			
①	生活保護制度の申請は、国民の権利であることを広く県民に知らせ、最新の申請書やパンフレットをアップデートするとともに、福祉事務所や行政の各相談窓口を設置すること。また、申請書等をウェブに掲載し、オンライン申請やFAX申請にも対応するなど運用の緩和を行うこと。	<p>生活保護の申請が国民の権利であることは、県ホームページをはじめ、各自治体でもホームページや広報誌などでお知らせするとともに、申請書や保護のパンフレット・しおりなどは福祉事務所など相談窓口を設置しているところです。</p> <p>相談者の状況に応じて、オンラインやFAXを活用しながら、保護申請の意思のある方が確実に申請を行うことができるよう努めてまいります。</p>	福祉保健部
②	生活保護法の運用にあたっては、生活が逼迫している場合は速やかに保護を開始するとともに、生活保護の申請抑制や扶養義務の強化を招くことがないよう現場に徹底すること。	<p>保護の申請権の侵害と疑われる言動の有無や扶養義務調査の取扱い等についての福祉事務所での対応等について、生活保護法施行事務監査において確認しているところであり、不適切な対応がある場合は改善を指導するなど引き続き福祉事務所における適切な対応に努めてまいります。</p>	福祉保健部
③	要保護者が生活保護の利用をためらう一因となっていることに鑑み、扶養照会を拒否する要保護者の意向を尊重した対応を職員に徹底するよう現場を指導すること。	<p>国通知に基づき、要保護者からの聞き取りを行った結果、照会の対象となる扶養義務者が「扶養義務の履行が期待できない者」に該当する場合は照会を行わないこととしております。</p> <p>県が福祉事務所に対して実施する生活保護法施行事務監査において、扶養照会の実施状況について確認し、必要に応じて指導に努めてまいります。</p>	福祉保健部
④	生活保護行政の公的責任や業務拡大・高度化等を踏まえ、福祉事務所費の大幅な改善をはかり、正規職員によるケースワーカーを増員するとともに、職員の専門性を高めるため国への財政支援を求めること。	<p>町村部を所管する県地域福祉事務所では、65ケースに1名、市福祉事務所では80ケースに1名と、社会福祉法に基づく標準数によりケースワーカーを配置し業務を行っております。一方、業務の複雑化、多様化等によりケースワーカーの業務量が増加しているため、増員に向けた標準数の見直しや、適切な財政措置を行うよう国へ要望しているところです。併せて、研修や会議、監査等を通じ、ケースワーカー等の専門知識の向上に努めてまいります。</p>	福祉保健部

NO.	要請内容	回答	担当部局
(3) 子どもの貧困対策の強化			
①	<p>子どもの貧困対策にあたっては、新たに施行された子ども基本法や策定された「子ども大綱」の主旨を押さえつつ、改正子どもの貧困対策法をふまえ、子どもの貧困の実態を把握するとともに貧困に関する指標を定め、子どもの貧困の解消に向けた各種施策を講ずること。</p>	<p>県では、昨年3月に「新潟県子ども計画」を策定したところでありますが、その中で、子ども基本法や子ども大綱、改正子どもの貧困対策法の主旨を踏まえ、子どもが生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもに対する教育や、経済的支援その他の必要な施策を講ずることとしております。</p> <p>当計画の策定に当たり、実態を把握するため「子どもの生活実態調査」を行った結果、経済的な理由で大学進学を考えられないとする世帯や、食料や衣料の購入が困難な世帯が一定程度存在しているものと認識しており、当計画にて「生活保護世帯と一般世帯の子どもの大学等進学率の差」や「ひとり親世帯における生活困難層の割合」などの指標を定め、子どもの貧困の解消に向けて、市町村や民間団体等と連携・協働し、子どもへの学習支援や親への就業支援、経済的支援など必要な施策の推進に努めているところです。</p> <p>また、同時期に改定した「新潟県総合計画」の中においても、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進を掲げており、引き続き、各種施策に取り組んでまいります。</p>	福祉保健部
②	<p>相次ぐ児童の虐待死、児童虐待の増加という現状を踏まえて、令和6年4月にかけて施行された改正児童福祉法等に基づき、実態把握、体制整備、関係機関との連携などの施策を強化すること。</p>	<p>令和6年4月の改正児童福祉法等の施行に伴い、社会的養護経験者の実態把握や、児童相談所一時保護施設の環境整備、子どもの意見表明支援事業の実施による権利擁護の推進、市町村における「子ども家庭センター」の設置による相談支援体制の整備等を行っております。</p> <p>令和7年6月には一時保護開始時の司法審査が導入されており、裁判所等と連携を図りながら、適切に対応してまいります。</p>	福祉保健部
③	<p>子ども食堂など地域の自発的で多様な多世代交流活動・居場所づくりが広がるよう行政としても環境整備に努めるとともに、そうした場を通じて様々な課題を抱えた方々が必要な支援につながるよう、アウトリーチ機能の強化や補助事業の拡充を行うこと。</p>	<p>県では、子ども食堂をはじめとする子どもの居場所づくりを推進するため、子どもの居場所づくりを行うNPO等の新規立ち上げ及び新たな取組について補助するとともに、R7年度からは、団体の活動の継続性向上を図るため、クラウドファンディングを活用した自己資金調達支援を開始しているところです。</p> <p>あわせて、子どもの居場所づくりに知見のある「子どもの居場所支援コーディネーター」を配置・現地派遣し、地域ネットワークの形成を図ることで、子ども食堂などの居場所で家庭の悩みを受け止め、必要な支援につなげるアウトリーチ機能の強化に取り組んでまいります。</p>	福祉保健部

NO.	要請内容	回答	担当部局
3. 奨学金制度等の拡充・改善と教育費の負担軽減について			
①	<p>県は、経済的理由によって就学が困難な者の就学へ向けた相談および奨学金制度の利用・返還に関する相談などの、相談窓口の整備・拡充をはかること。</p>	<p>令和2年度から、大学や専門学校に通う、市町村民税所得割非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生に対し、授業料及び入学金の減免や給付奨学金を受給する高等教育修学支援新制度が開始しています。同7年度からは制度が拡充され、授業料等の無償化について多子世帯の学生に対する所得制限が撤廃されました。本制度は、生計維持者の死亡や病気・失職など予期できない事由で家計が急変した場合には、在学している大学等を通して随時申し込むことが可能であり、県内の大学等では奨学金対応の窓口を設け、対応しています。</p> <p>また、県では高校生向けの進学パンフレットや県内大学を紹介するホームページにおいて、国や自治体、大学独自の奨学金制度について紹介するなど、生徒や保護者に対して制度を周知しております。</p> <p>現在、県内すべての大学において、学生の経済的な相談などへのサポート体制を整えており、県としては、こうした相談窓口等が学生にしっかりと周知されるよう、引き続き大学に働きかけてまいります。</p> <p>教育委員会においても、進学等に際して利用できる経済的支援制度をまとめた「奨学金ガイド」を作成し、高校等に配布しているほか、県ホームページにも掲載しております。</p> <p>また、高等教育修学支援新制度については、高校のみならず市町村教育委員会を通じて義務教育段階から制度の周知に取り組んでまいります。</p> <p>引き続き内容の改善を図りながら、わかりやすい情報提供に努めてまいります。</p>	総務部 教育庁
②	<p>県は国に対し、就学前教育から高等教育まで、すべての教育にかかる費用の無償化を行い、社会全体で子どもたちの学びを支えるよう要請するとともに、特に高等教育の漸進的無償化に向けて、少子化対策の集中取組期間とされる3年の間(2024年～2026年)に、以下の3点について改善をはかるよう働きかけること。</p> <p>ア、すべての学生を対象に、大学、短大、高等専門学校(4年・5年)、専門学校の授業料を現在の半額にすること。</p> <p>イ、大学等修学支援制度の対象を多子世帯や理工農系に限定することなく年収600万円まで拡大するとともに、授業料減免額も拡大すること。</p> <p>ウ、奨学金返済に係る負担の軽減に向けて、貸与型を有利子から無利子へ、所得に応じた無理のない返済制度や返済困難な場合の救済制度を拡充すること。</p>	<p>県では、国に対し、全国知事会や全国都道府県教育長協議会等を通じて、以下の要望を行っているところです。</p> <p>①大学・専門学校等の高等教育に係る教育費の負担軽減のため、国が実施する授業料等の減免や給付型奨学金事業等について、支援対象の拡大、給付額の引上げ、運用方法の弾力化など、制度の拡充を図り、高等教育の授業料の無償化を国が責任をもって、その財源を確保することにより実現すること。</p> <p>②日本学生支援機構の給付型奨学金について、多子世帯及び私立の理工農系学生を対象に所得制限が緩和され、給付の対象が拡大されたところであるが、それ以外の世帯についても所得制限を緩和するなど、より一層の制度の充実を図ること。</p> <p>③日本学生支援機構の貸与型奨学金について、返還期限猶予制度等の救済制度の充実を図ること。</p> <p>今後も、教育費の負担軽減に向けて、国に要望してまいります。</p>	総務部 教育庁

NO.	要請内容	回答	担当部署
③	<p>県は、国の奨学金制度を補う観点から、独自の給付型奨学金制度や有利子の奨学金についての利子補給、奨学金返済への支援等の制度創設(充実・改善)を検討・実施すること。また、高校生を対象とした奨学金制度について、返済困難者に対する相談体制や救済措置を拡充すること。</p>	<p>高等教育の修学支援については、国が令和2年度に制度を大幅に拡充し、給付型奨学金の人数制限の撤廃、奨学金の増額及び授業料等の減免制度の導入が行われたところ。当該制度については、令和6年度から、子育て支援等の観点から多子世帯や理工農系の学生等の中間層まで支援対象を拡大したほか、令和7年度から多子世帯の学生等について、大学等の授業料・入学金を無償にしたところ。県としても、この国の制度の活用を進めるため、教育委員会において制度の周知を行っているところであり、今後も国の動向を注視してまいります。</p> <p>また、県の貸与型奨学金における相談体制については、平成28年度から奨学金の返還について専門的に対応する職員を設置し、返還猶予や分割納入等の相談に応じるとともに、年収300万円以下の世帯まで返還猶予の対象を拡大したところ。今後とも返済困難者からの相談に対しきめ細かに対応してまいります。</p> <p>なお、本県は若者の県外流出による人口減少が大きな課題となっていることから、大学等卒業後、県外での勤務経験を有する30歳未満の本県出身者が、Uターン就業した場合に奨学金の返還を支援することにより、若者のUターンの促進を図っているところ。令和9年度からは、企業等と連携し、県外勤務経験を有するUターン者に加え、Iターン者や新卒者等に支援対象を拡大する予定です。</p>	教育庁 産業労働部
④	<p>家計急変やアルバイトの減少等により、高校、大学等への進学を断念したり退学したりすることがないよう、県の奨学金制度(給付・貸与)の拡充をはかること。</p>	<p>県の貸与型奨学金では、家計が急変した世帯の高校生を対象とした緊急貸与制度を設け、募集期間にかかわらず随時の申請受付を行っているところ。緊急貸与制度については、県立学校の奨学金担当の教員が生徒からの相談に応じて随時案内をするとともに、ホームページにより周知を行っているところ。返還についても家計急変等により減取となった方については、直近の状況で判断するなど弾力的に制度を運用しており、今後も適切な運用に努めてまいります。</p>	教育庁
⑤	<p>奨学金の返済困難者の増加に対応し、自治体の奨学金の救済制度を周知徹底し、必要な人が漏れなく返還期限の猶予や減額等の支援を受けられるようにするとともに、保証人を含めて無理な取り立てを行わないこと。</p>	<p>県奨学金の返還者に請求書類を送付する際に、返還猶予等の救済制度に関する書類を同封することにより、必要な方に対し漏れのないよう周知を行っているところ。返済困難者にとって無理な取立てとならないよう、県に相談があった場合は返済猶予等の個別相談に応じ、申請手続の助言をするなど丁寧な対応を行っているところ。</p>	教育庁
4. フードバンク活動の促進について			
	<p>県からは、フードバンク支援事業への協力をいただいているところですが、大幅な物価の高騰により支援が必要な人たちは増加しております。その反面、フードバンクに集まる食料が減少しており、生活に困窮している人への支援が果たせない状況も出ております。2026年度も、各フードバンクが継続的・安定的に発展できるよう、以下の取り組みを要請します。</p> <p>①「新潟県食品ロス削減推進計画」を踏まえ、食品ロスに対するPR活動により、未利用食品の提供や、有効活用の説明会等を積極的に展開する中で、引き続きフードバンク団体への寄贈及び開設・増設支援を促すよう努めること。</p> <p>②2025年3月25日に変更された「食品ロス削減推進基本方針」を踏まえ、新潟県として、フードバンクが継続的・安定的に発展できるよう、フードバンク団体の基盤強化(活動に必要な人件費への補助、事務所・倉庫・配送用車両等のインフラ整備への助成や人材育成など)に向けた支援策を拡充し、必要な財源を確保すること。</p>	<p>フードバンクの活動は、ひとり親家庭等生活が困窮している方へ食料の提供を行うとともに、食品ロスの削減にも資する取組であり、重要な役割を担っていただいていると認識しています。</p> <p>県では、食品保管体制強化のための設備整備への補助やフードバンクの活動を食品関連企業などに認知いただく取組を行っているほか、財政基盤強化のため、自己資金調達機運促進に向けたセミナーを開催しているところ。また、国のフードバンク等に対する既存の支援制度の対象経費の拡充や支援要件の緩和を図ることを国へ要望しております。</p> <p>今後も、フードバンク団体が、自由性や柔軟性を保ちながら活動していくことができるよう、支援方法について検討してまいります。</p>	福祉保健部 環境局 農林水産部

NO.	要請内容	回答	担当部署
5. 労働者協同組合法の施行の運用について			
	<p>①協同組合が持続可能な地域づくりに貢献できるよう、協同組合の社会的役割・価値、政策的位置を高めていくための施策について検討を進め、協同組合支援を強化すること。</p> <p>②社会的に排除された人々の就労を通じた社会参加を促進する担い手としての「協同労働の協同組合」や社会的企業の果たす役割を重視し、その育成・支援を充実させるとともに、コミュニティにおける就労と事業化を促進するための政策を推進すること。</p> <p>③市民協働、農林、広い意味での福祉関係課等広がりを持った県職員の学習研修会を開催すること。</p> <p>④各市町村へ学習・研修の機会を作ること。</p> <p>⑤県民広報の機会を積極的に推進すること。</p>	<p>地域人材や資源を活かした労働者協同組合の活動は、持続可能な地域づくりに資する取組の一つと考えられることから、県では、これまでも相談窓口や手続きの周知のほか、市町村担当者へセミナーや勉強会への参加を呼び掛けてきたところです。</p> <p>また、労働者協同組合の設立にあたっては、地域におけるニーズの把握や事業検討段階での市町村の役割が重要となるため、市町村職員への普及啓発を進めるなど、引き続き、地域の実情に応じた取組を支援していきます。</p> <p>今後も国の取組とも連携しながら、県や市町村の行政関係者等を対象にした研修会の開催や、県民向けの情報発信を通じ、労働者協同組合に対する更なる周知と理解促進を図ってまいります。</p>	産業労働部
6. 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う対応について			
①	女性支援新法の内容を広く県民に周知し、「困難に直面する」全ての女性を対象とすることや支援内容を浸透させること。	<p>県では令和6年度から女性支援新法に基づく支援調整会議を設置し、関係機関同士の連絡調整が円滑に進むよう支援内容に関する協議や情報交換を行っているところです。</p> <p>また、女性相談支援センターに女性支援コーディネーターを配置し、電話相談や圏域ごとの支援調整会議の実施を通じた市町村へのサポートなど相談支援体制の強化を進めているところです。</p> <p>なお、県基本計画に基づく施策の推進にあたっては、県民の理解が不可欠であるため、民間団体主催のイベントによる周知やリーフレットの作成・配布など、情報発信を積極的に実施しているところです。</p>	福祉保健部
②	支援を必要とする女性へ確実に支援が届く体制構築を行政の相談支援機関・連携機関に徹底し、現状を検証すること。	<p>県では困難な問題を抱える女性に対し市町村や民間団体等が連携し、切れ目なく支援を行うという女性支援新法の趣旨及び県基本計画を踏まえ、圏域別の連携会議を開催し、連携事例等の共有による関係者間のネットワークづくりの強化に加え、代表者会議において県計画の進捗状況の確認などを行っております。</p>	福祉保健部
③	地域格差が生じることがなく、必要となる相談支援体制や地域福祉との連携強化を図るため、市町村及び民間団体を支援するための財政と人材を充実させること。県内全ての市町村において、女性相談支援員の複数配置と市町村基本計画の策定、支援調整会議の設置がされるよう、支援を強化すること。	<p>女性支援新法では、市町村における女性相談支援員の配置や市町村計画の策定について努力義務とされており、住民に最も身近な市町村で検討することが望ましいものと考えます。</p> <p>県基本計画では、全ての市町村において女性相談支援員の配置、基本計画の策定、支援調整会議の設置を指標に掲げており、女性相談支援員の配置や基本計画の策定等を含め市町村の女性支援の取組が進むよう、女性支援コーディネーターを配置し、圏域ごとの支援調整会議や研修等をサポートするとともに、市町村の要請に応じ、女性支援の必要性について説明を行っているところです。</p> <p>また、今年度から民間団体への委託により、民間団体の相談員を市町村に派遣し担当職員のノウハウやスキルを高める伴走支援や、一時保護施設の入所者の生活相談や裁判所等への同行支援、退所者への家庭訪問等での生活の安定と自立に向けた支援など、当事者に寄り添った取組を民間団体と連携して行っております。</p> <p>なお、女性相談支援員に係る人件費は、国の補助メニューとしても整備されているところであり、市町村に対し、補助金を活用した女性相談支援員の配置を促しているところです。</p>	福祉保健部
④	県市町村、支援機関、民間支援団体等の女性相談支援員の実情を把握して、資質向上を計画的に進めること。	<p>市町村や民間団体等の支援員の資質向上を図るため、今年度は実務担当者が参加する会議の開催を増加させ、研修の実施や対応事例の検討を行ったところです。</p> <p>今後も引き続き関係者間のネットワークづくりを強化するとともに、相談支援に従事する方々の資質向上に努めてまいります。</p>	福祉保健部

NO.	要請内容	回答	担当部署
7. 介護福祉政策について			
①	介護保険者たる自治体や事業者の実情を把握して、全国知事会などを通じて国に介護事業政策の見直しを要請すること。	<p>介護保険制度については、制度の定着や高齢化の進展に伴い、自治体の負担や保険料負担が増加しているほか、介護施設の運営状況についても長引く物価高騰の影響等により、厳しい状況に置かれているものと認識しております。</p> <p>そのため、県としましては、介護保険制度が将来にわたり安定したものとなるよう、適切な介護報酬の設定や保険料と国・地方の負担のあり方を含め、必要な制度の改善を図るよう、全国知事会を通じて国に要望しているところであり、引き続き、持続可能な介護保険制度に向け要望してまいります。</p>	福祉保健部
②	地域において、認知症の方の見守り活動に取り組むNPOや市民団体等に対する支援を拡大すること。	<p>県では、認知症の人を含む高齢者が住み慣れた地域で生活できる高齢者福祉の推進という基本理念のもと、新潟県高齢者保健福祉計画において認知症施策を一体的に位置付け、地域の実情に応じた施策を総合的・計画的に推進しております。計画に基づき、以下のとおり地域での見守りネットワークづくりや支援体制の構築に取り組んでおり、引き続きこれらの支援を継続してまいります。</p> <p>・認知症サポーターの養成、認知症月間(9月)及び高齢者見守り強化月間(9月・2月)に合わせた県民への意識啓発、企業・団体等との見守り活動に関する協定締結や見守りの担い手拡大・居場所創設等に係るアドバイザー派遣等による市町村支援等。</p>	福祉保健部
③	市町村において、家族介護を行う介護者(ケアラー)が孤立しないよう、経済的な問題や身体的・精神的負担、就労など困りごとに寄り添う相談体制の整備と相談員の確保・育成を行うための支援を強化すること。また、ヤングケアラーを含めた介護にかかる現状を踏まえ、若年層など当事者だけの問題とせず地域や社会全体で介護を支えるよう、ヤングケアラー支援に関する啓発・情報提供・相談支援などを進めること。	<p>中央福祉相談センターに配置しているコーディネーターが、「ヤングケアラー支援の手引き」をもとに市町村及び関係機関に対して啓発活動を実施し、多機関・多職種が連携した支援体制の強化を図ってまいります。</p> <p>地域における高齢者の生活を支えるに当たっては、介護を行う家族に対する支援も重要であることから、市町村が設置する地域包括支援センターの職員を対象とした研修等において、家族介護支援に関する内容を盛り込み相談支援機能の強化を図ってまいります。</p>	福祉保健部
④	医療・介護連携、他機関連携を促進する拠点として、基幹的役割を果たす地域包括支援センターの設置を促進すること。また、地域包括支援センターの安定運営に向けて、市町村による財政措置、人材確保や教育研修などの施策を強化すること。	<p>地域包括支援センター間の総合調整や後方支援を担う基幹的役割を果たす基幹センターの設置については、地域の実情に応じて、設置主体である市町村の判断により実施されるべきものと考えております。地域包括支援センターと医療との連携、他機関連携については、市町村が実施主体となる地域支援事業の中で進められる在宅医療・介護連携推進等の取組に対し、県として支援を実施することで連携体制の充実を図っているところです。</p> <p>地域包括支援センターの安定的な運営に向け、引き続き、センター職員を対象とした研修実施等を通じ、人材育成の観点から支援を継続してまいります。</p>	福祉保健部